

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 6 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601275 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700057 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 15 年 7 月 18 日の標準賞与額を 36 万円、同年 12 月 15 日の標準賞与額を 36 万円、平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 36 万円、同年 12 月 17 日の標準賞与額を 37 万円、平成 17 年 7 月 15 日の標準賞与額を 30 万円、同年 12 月 16 日の標準賞与額を 30 万円、平成 18 年 7 月 20 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 15 日、平成 16 年 7 月 16 日、同年 12 月 17 日、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 16 日及び平成 18 年 7 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 15 日、平成 16 年 7 月 16 日、同年 12 月 17 日、平成 17 年 7 月 15 日、同年 12 月 16 日及び平成 18 年 7 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 7 月 16 日
④ 平成 16 年 12 月 17 日
⑤ 平成 17 年 7 月 15 日
⑥ 平成 17 年 12 月 16 日
⑦ 平成 18 年 7 月 20 日

年金事務所からのお知らせにより、賞与の記録が漏れていることを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された給料支払明細書 (控)、同事業所の回答、請求者から提出された預金通帳の写し及び B 健康保険組合から提出された被保険者記録照会の記録により、請求者は、平成 15 年 7 月 18 日に 36 万円、同年 12 月 15 日に 36 万円、平成 16 年 7 月 16 日に 36 万円、

同年12月17日に37万円、平成17年7月15日に30万円、同年12月16日に30万円、平成18年7月20日に30万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月18日、同年12月15日、平成16年7月16日、同年12月17日、平成17年7月15日、同年12月16日及び平成18年7月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1601347 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1700053 号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 25 日
② 平成 17 年 6 月 25 日
③ 平成 17 年 12 月 24 日
④ 平成 18 年 6 月 24 日
⑤ 平成 18 年 12 月 25 日
⑥ 平成 19 年 6 月 25 日
⑦ 平成 19 年 12 月 25 日
⑧ 平成 20 年 6 月 25 日
⑨ 平成 20 年 12 月 24 日
⑩ 平成 21 年 6 月 24 日
⑪ 平成 21 年 12 月 25 日
⑫ 平成 22 年 6 月 25 日
⑬ 平成 22 年 12 月 25 日
⑭ 平成 23 年 6 月 25 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑭までに支給された賞与の記録が漏れているので、いずれの期間も年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書及びA社の事業主の陳述により、請求者は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までにおいて、同社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、請求期間①から⑫については、請求者から提出された給料支払明細書により、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間⑬から⑭については、請求者から提出された給料支払明細書により、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求者の請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、請求者から提出された給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑭までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑭までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①から⑭に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月25日	29万3,000円
② 平成17年6月25日	29万3,000円
③ 平成17年12月24日	30万5,000円
④ 平成18年6月24日	30万5,000円
⑤ 平成18年12月25日	29万7,000円
⑥ 平成19年6月25日	31万6,000円
⑦ 平成19年12月25日	27万2,000円
⑧ 平成20年6月25日	27万2,000円
⑨ 平成20年12月24日	28万4,000円
⑩ 平成21年6月24日	26万6,000円
⑪ 平成21年12月25日	27万7,000円
⑫ 平成22年6月25日	27万7,000円
⑬ 平成22年12月25日	32万円
⑭ 平成23年6月25日	32万円

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700035号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700054号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を17万9,000円、同年8月2日の標準賞与額を29万1,000円、同年12月1日の標準賞与額を25万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、C厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びにB社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に17万9,000円、同年8月2日に29万1,000円及び同年12月1日に25万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与について、A社からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について

回答が得られず、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年8月2日及び同年12月1日の賞与については、A社及びB社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700051号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700055号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を23万7,000円、同年8月2日の標準賞与額を27万5,000円、同年12月1日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているため、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びに平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするC社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に23万7,000円、同年8月2日に27万5,000円及び同年12月1日に18万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与について、A社からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について

回答が得られず、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年8月2日及び同年12月1日の賞与については、A社及びC社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700057号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700056号

第1 結論

請求者のA社における平成16年4月1日の標準賞与額を15万4,000円、同年8月2日の標準賞与額を16万6,000円、同年12月1日の標準賞与額を20万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年4月1日、同年8月2日及び同年12月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月1日
② 平成16年8月2日
③ 平成16年12月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。年3回の賞与が支払われたことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、B厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届及び賞与異動記録、A社の元経理担当者の陳述並びに平成25年6月19日付けでA社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするC社の回答から判断すると、請求者は、平成16年4月1日に15万4,000円、同年8月2日に16万6,000円及び同年12月1日に20万4,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成16年4月1日の賞与について、A社からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について

回答が得られず、C社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、同年8月2日及び同年12月1日の賞与については、A社及びC社は、請求者の賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。